10章　共通条項の条項別解説　　第Ⅲ部　条項

どの条項を残すか：ほとんどは確認、ときどき創設

執筆　プロスパイア法律事務所　　最終更新日　2026年10月25日

一　いつ・誰が・何をするのか

1　この条項を書く場面

契約書の終わりのほうに、こういう一文があります。

> 第〇条（残存条項）
> 本契約が期間満了または解除等により終了した後においても、第〇〇条、第●●条および第××条の条項は、なお効力が存続する。（注1）

これは一般に、契約が全体としては終了した場合において、契約の中の一部の条項等についてはその後も継続して効力を持ち続ける旨を定める条項をいいます。契約が終了した後において一部の条項等の効力が存続することから、存続条項とも呼ばれます（注2）。もともとは海外の契約書に設けられていた条項（survival clause）が、日本国内企業同士の契約書でも設けられるようになったものです（注2）。

この記事が扱うのは、条項番号を並べるところの判断です。別稿（清算と経過措置）で見たとおり、走っている取引を完結させるのはこの条項の仕事ではありません。

2　書かなくても残るものがある

条項がなければ全部消える、というわけではありません。

契約が期間満了等で終了した場合に残存条項が特に設けられていなかったとしても、契約当事者はその後も一定の契約で定める義務や負担を負う場合があります。いわゆる契約の余後効（または契約の継続効）といわれる問題です（注3）。例としては、労働契約における退職後の競業避止義務や秘密保持義務、診療契約における契約終了後の療養指導義務、物品売買契約における契約終了後のアフターサービスの提供や部品・消耗品等を製造・補完する義務などが、これに当たるのではないかと議論されています（注3）。

もっとも、契約一般において契約終了後にいかなる義務や負担が残存するのかについて、確たる基準が定立されているわけではありません。契約の終了後になんらかの義務や負担が残るのかについては、契約の類型ごとに個別具体的に判断する必要があるとするのが支配的な考え方とみられ、個々の契約類型でも結論が定まっているわけではありません（注3）。

どこまで残るかが分からないから、書いておく。それがこの条項を書く理由です。

二　手順

1　残す条項の棚卸し

売買の取引基本契約で残存の対象とされる条項は、契約不適合責任、クレームに関する補償を定める条項、知的財産（権）の取扱いに関する条項、第三者の知的財産（権）の侵害に関する条項、権利義務の譲渡制限条項、秘密保持条項、損害賠償に関する条項、合意管轄条項、誠実協議条項です（注4）。

共同研究開発契約やライセンス契約では、これに2つ加わります。契約の履行過程で生じた成果や知的財産権の帰属や利用に関する条項と、契約に基づき提供された情報等により生じた改良成果の取扱いに関する条項です（注5）。共同研究開発契約やライセンス契約、ノウハウ提供に関する契約は、いずれも具体的な実取引関係の存在を前提としないことの多い契約です（注5）。

別の整理でも、ほぼ同じ範囲になります。残存条項の対象としては、主に秘密保持に関する条項、知的財産権の取扱いに関する条項、契約不適合責任の範囲に関する条項、競業避止義務に関する条項等が考えられ、このほか、契約終了後に紛争が発生する場合に備えて、損害賠償に関する条項や準拠法に関する条項、管轄裁判所に関する条項の効力も存続させることが多くあります（注6）。

何のために残すか	条項
すでに発生した権利を行使するため	契約不適合責任・損害賠償・補償
争いになったときの手続のため	合意管轄・準拠法・誠実協議
相手方に義務を課し続けるため	秘密保持・競業避止
権利の帰属を確定させるため	知的財産権・成果物・改良成果
地位の移転を防ぐため	権利義務の譲渡制限

実際の契約書を数えた調査もあります。22社の取引基本契約書を調査したところ、12社以上で共通に残存条項として取り決められていた項目は、①機密保持、②第三者への目的物の販売禁止、③契約不適合責任（含むクレーム補償責任。調査時は瑕疵担保責任）、④知的財産権の帰属、⑤知的財産権侵害時の対応の5つでした（注7）。これらに続いて多かった項目（5社以上）は、権利義務の譲渡禁止、製造物責任、補修部品の供給、不合格品の措置、貸与図等図面の取扱いなどです（注7）。

上に挙げた範囲と、実際に書かれている範囲は、おおむね重なります。ただし調査の上位5つに合意管轄・準拠法・誠実協議は入っていません。争いになったときの手続のための条項は、当然に残ると考えられているためだと思われます。三の1でみる確認的な意義の話につながります。

2　残す期間をどう決めるか

期間の決め方には、2つの検討事項があります。残存期間を明確に定めるのか（または期間を設けずに、文言上はずっと効力を持ち続ける形にするのか）、残存期間を一律とするのか、それとも残存する条項ごとに別々に定めるのかです（注8）。

そして、条項の性質で分けて考えます。

> この点、契約に基づき発生した権利の行使に関する条項（たとえば、損害賠償に関する条項や合意管轄条項など）については、特に残存期間を定めなかったとしても、問題が生じることはあまり考えられない。一方、当事者に一定の義務を課す条項（たとえば、秘密保持義務や競業避止義務を定める条項など）については、契約終了後もずっと効力を残存させることは、前述のとおり公序良俗違反や独占禁止法違反が生じるおそれもあり、明確に期間を定めておくことが適切であろう。（注9）

二の1の表でいえば、上2行は期間を切らなくてよく、3行目は切っておくのが適切です。

この考え方をそのまま形にした条項例もあります。管轄・準拠法・損害賠償などを列挙したうえで、ただし、第〇条（秘密保持）については終了日から3年間に限るという但書を置くものです（注10）。

3　書き方：3つの型

契約の終了事由の書き方には、3つの形があります（注11）。

型	書き方	記載例
終了事由を問わない	「期間満了または解除等により終了した後においても」	（注1）
期間満了だけ	契約期間の条の2項に「有効期間満了後もなお効力を有する」と置く	（注12）
特定の事由だけ	「第△条または第×条に基づき終了した後においても」	（注13）

2つ目は、独立の条を立てずに契約期間の条に組み込む形です。条数は減りますが、解除で終わったときにも残るのかが文言上はっきりしなくなります。三の2で見る裁判例は、この形の条項について、合意解除による終了にも効力の存続が及ぶと判断しています。

三　つまずきやすいところ

1　確認なのか、創設なのか

残存条項の意義は、確認的な意義を有する場合と、創設的な意義を有する場合の2つに分けられます（注14）。

確認的というのは、残存条項がなくてもその解釈から契約終了後も効力を有する条項について、これを確認する意味で定める場合です（注14）。すでに発生済みの権利や義務のうち未履行のものに関する条項や、各条項の趣旨から当然に存続すると解される条項（共同研究開発契約における知的財産権の帰属等に関する条項、合意管轄条項など）が、これに当たると論じられることが多い条項です（注15）。

創設的というのは、本来は契約終了後は当然に効力を失うものと解される条項について、特に効力を残存させる旨を特約として合意する場合です（注16）。

この区別が、二の2の期間の話と直結します。確認的なものは期間を切る必要が乏しく、創設的なものは切らないと危ういからです。

もっとも、残存させる対象の条項が残存条項のない場合でも効力が残存する条項であるのかについて確たる基準があるものではなく、実際に契約書において設けられている残存条項がどの条項との関係において確認的意義を有し、どの条項との関係において創設的意義を有するのかについて明確に判断することは困難であるため、確認的であるか創設的であるかをあまり意識することなく網羅的に対象とする条項を記載しておく例が多いと思われます（注17）。

書くときは網羅的でよく、期間を決めるときに考える。それが実務の順序になります。

2　効力存続条項が決め手になった事案

創設的な意義が正面から問題になった裁判例があります。開発委託契約に基づく共同出願条項が、契約の合意解除後も効力を持つかが争われました。

> 本件開発委託契約の記載によれば，同契約では，①本件発明について特許を受ける権利が原告と被告の共有であることが定められ〔本件共同出願条項（６条１項(2)）〕，また，②本契約の有効期間は，本契約締結の日から第２条の委託業務の終了日までとすると定められ（８条１項），さらに，③前項の定めに関わらず，・・・第６条（工業所有権）に関する定めは，当該工業所有権の存続期間中有効とする〔本件効力存続条項〕（８条２項）と定められている。そうすると，本件共同出願条項（８条２項にいう「第６条（工業所有権）に関する定め」に当たる。）は，本件開発委託契約の合意解除を原因とする「委託業務の終了」（８条１項）にもかかわらず，本件効力存続条項（８条２項）により，委託業務終了後の平成１３年６月６日の本件特許出願時においても，「当該工業所有権の存続期間中」（８条２項）として，その効力を有するものと解すべきは，疑いの余地はない。（注18）

この契約の効力存続条項は、二の3でいう2つ目の型でした。有効期間の条（8条）の2項に置かれ、秘密保持は契約終了後5か年間、工業所有権に関する定めは当該工業所有権の存続期間中と、条項ごとに期間を分けています（注19）。二の2で見た「条項ごとに別々に定める」の実例にあたります。

期間の書き方が、そのまま結論を決めています。

3　残せない場合がある

創設的な意義を有するものとして契約終了後も効力を有することを合意した場合であっても、常にその効力の残存が無制限に許されるわけではありません（注20）。

限界は3つあります。

限界	内容
強行規定	労働契約における契約終了後の競業避止義務や秘密保持義務は、残存が認められない事例が多い（注20）
公序良俗	職業選択の自由や営業の自由を制約する競業避止義務は、合理的な範囲を超えると無効（注20）
独占禁止法	期間や内容が合理的な理由がないと判断される場合、不公正な取引方法（優越的地位の濫用等）に該当し得る（注21）

公正取引委員会の指針にも、関連する記述が3つあります。共同研究開発に関する指針が、共同研究開発終了後の研究開発の制限は基本的に必要とは認められず、参加者の研究開発活動を不当に拘束するものであるので公正競争阻害性が強いと考えられるとしつつ、成果の争いの防止などに必要な場合に終了後の合理的期間に限って同一・極めて密接に関連するテーマの第三者との研究開発を制限することは原則として問題ないとしていること（注21）。流通・取引慣行に関する指針が総代理店契約について述べていること（注22）。フランチャイズ・システムに関する考え方が、契約終了後の競業禁止について、必要な範囲を超えるような地域、期間または内容の競業禁止義務を課すことによって正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合には優越的地位の濫用に該当するとしていること（注22）。

「一律〇年」で書けない条項がある、ということです。

四　仕組みにする：ひな型の存続条項を点検する

見るところ	何を確かめるか
対象の条項	二の1の5分類が漏れていないか。とくに契約不適合責任と権利義務の譲渡制限
終了事由	期間満了だけになっていないか（二の3の2つ目の型）
期間	義務を課す条項に期間が付いているか（二の2）
期間の分け方	秘密保持だけ別の年数になっているか（注10）（注19）
相手方に課す義務	三の3の3つの限界に触れていないか
自条の残存	この条自体が残存の対象に入っているか

最後の行が抜けやすいところです。二の2で見た条項例が「本条、第〇条（秘密保持）……」と本条から書き出しているのは、この点への手当てです（注10）。

実務の相場もあります。実際に締結されている契約書に設けられている残存条項は、ほとんどが残存期間を定めていない条項です（注23）。その理由は、残存条項が対象とする条項のほとんどは、その性質上、契約が効力を失ってもその効力が残存すべき条項を対象としているという認識があるからだと考えられます（注23）。

期間を定めていないのが普通なら、定めてある条項は創設的な意義を疑ってよいことになります。確認的な意義を超えて本来は残存しない義務等を定める条項の効力を残存させる場合には、その残存条項が本当に必要であるのか、必要であるとして残存期間はどの程度の期間にすべきかについて契約当事者間で協議・交渉を行い、その残存期間を明確に定めるべきです（注23）。

さらに、契約終了後に長期間その効力を残存させたとしても、当該条項が本当に遵守されているかどうかを確認できるのかという観点も考慮したうえで、必要な残存期間を検討すべきです（注23）。

五　まとめ

	確認的な残存条項	創設的な残存条項
書かなくても残るか	残る（余後効）	残らない
典型	損害賠償・合意管轄・知的財産権の帰属	契約終了後の競業避止
期間	定めなくても問題は生じにくい（注9）	定めておくのが適切（注9）
限界	ほとんど問題にならない	強行規定・公序良俗・独禁法（注20）（注21）
実務の相場	実務では大半がこちら（注23）	協議・交渉の対象になる（注23）

列挙するのは網羅的に、期間を決めるのは条項ごとに。それがこの条項の作り方です。

契約終了後の取引の処理は別稿（清算と経過措置）が、終了時に何を戻すかは別稿（終了時に何を戻すか）が扱います。存続条項が実際に発動する場面と、存続期間と消滅時効のずれは別稿（契約終了時の取扱いと効力の存続）が扱います。

参考文献等

（注1）太田大三『契約書一般条項のポイント――ドラフトに効く、レビューに活きる』（商事法務、2026）34頁の記載例①
（注2）前掲注1・34頁
（注3）前掲注1・35頁
（注4）前掲注1・40頁
（注5）前掲注1・40～41頁
（注6）阿部・井窪・片山法律事務所編『契約書作成の実務と書式――企業実務家視点の雛形とその解説〔第3版〕』（有斐閣、2025）642頁
（注7）滝川宜信『取引基本契約書の作成と審査の実務〔第6版〕』（民事法研究会、2019）282頁
（注8）前掲注1・42頁
（注9）前掲注1・42頁
（注10）前掲注6・642頁の条項例
（注11）前掲注1・41～42頁
（注12）前掲注1・41頁の記載例②
（注13）前掲注1・41頁の記載例③
（注14）前掲注1・35頁
（注15）前掲注1・36頁
（注16）前掲注1・37頁
（注17）前掲注1・37～38頁
（注18）知財高判平成20年10月28日判例タイムズ1281号303頁（平成19年（行ケ）第10351号）
（注19）前掲注18の判決が認定する本件開発委託契約8条
（注20）前掲注1・38頁
（注21）前掲注1・39頁
（注22）前掲注1・39～40頁
（注23）前掲注1・42～43頁のColumn「残存条項において、残存期間を区切る条項と、残存期間を定めない条項、どちらが多いのか」

ウェブ版　https://prospire-law.com/contract-knowledge/dono-joko-o-nokosuka/
引用表記例　プロスパイア法律事務所「どの条項を残すか：ほとんどは確認、ときどき創設」契約法務ライブラリ（最終更新日2026年10月25日）

本稿は、契約法務に関する論点を一般的に整理したものであり、個別の事案についての法的助言ではありません。記載は最終更新日時点の法令・判例・文献に基づきます。ご相談は プロスパイア法律事務所 までお問い合わせください。